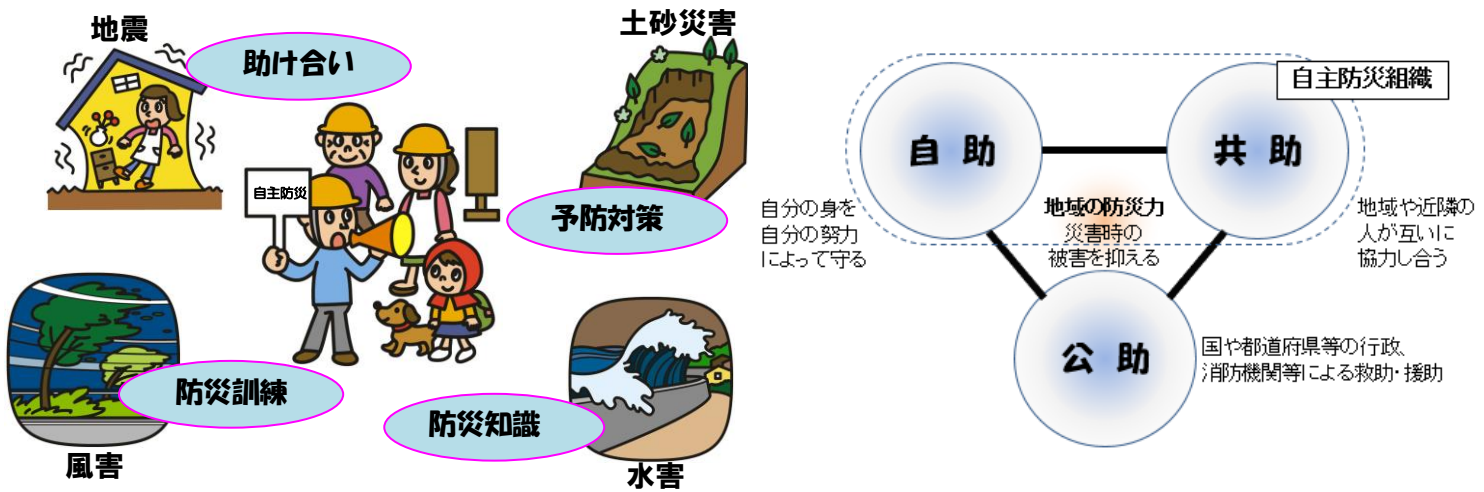


自主防災組織を結成しましょう！！

災害が発生したとき、普段から生活環境を共有している地域住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害軽減のために重要となります。自主防災組織は、平常時は災害に備えるための活動を行い、災害発生時には人命を守り、被害の拡大を防ぐための組織です。



◇自主防災組織はなぜ必要なのでしょう

大地震のような大規模な災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱などで、消防や警察などがすぐに現場に向かうことはできません。そのような事態に備え、**地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えること**が自主防災組織の目的です。自分達の地域を災害から守るため、災害についての知識習得や、避難所（場所）の把握など、普段からの取り組みが大きな効果へとつながります。そのためにも、自主防災組織を結成し、災害に備えましょう。

◇自主防災組織への助成

市では、自主防災組織の活動を支援するため、次の助成を実施しています。

1. 設置助成

自主防災組織を結成した場合、加入世帯数に応じ、下表のとおり助成金を交付します。

加入世帯数	金額
49世帯以下	50,000円
50～299世帯	80,000円
300～999世帯	100,000円
1,000世帯以上	120,000円

2. 活動助成

自主防災組織が、防火防災訓練を行うために要する費用の助成として、下表のとおり、基礎額と参加人数に応じて交付する参加増額を合わせた額を交付します。ただし、助成金の交付は、1年度当り1回に限ります。

区分	金額
基礎額	1 自主防災組織につき10,000円
参加増額	参加人数に500円を乗じた額 (ただし、当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗じた額を限度とします)

3. 資機材購入助成

自主防災組織が防災活動に必要な助成対象資機材を購入するために要する費用の一部を助成します。

上限は次に掲げる額の合計額です。

ア 組織割 1 自主防災組織につき100,000円

イ 世帯割 当該自主防災組織結成時の加入世帯数に500円を乗じた額

※助成の交付は1 自主防災組織当たり1 回限りとします。ただし、交付した額が上限に達しなかった場合は、上限から交付した額を控除した額を翌年以降に繰り越すことができます。

台風・豪雨等で一時的にペットと避難するときのお願い

市では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所を開設します。これに伴い、ペットとの避難について以下のとおりご協力くださるようお願いいたします。

- 🐾 自宅が安全な場合は、在宅避難を優先してください。
- 🐾 安全な親戚や知人宅などへの避難を検討してください。
- 🐾 市が開設する避難所では、駐車場での車中避難にご協力ください。

※台風・豪雨時に備え、ハザードマップなどで浸水や土砂災害が発生するおそれのある場所をチェックして、自宅等の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。



【補助犬とともに避難をする方へ】

盲導犬や聴導犬等の補助犬との同伴避難をする際、対応できる避難所をお知らせしますのでご連絡ください。

お問合せ先 大原庁舎（2階）環境水道課 ☎62-1385

避難所でのごみの捨て方について

避難所で新型コロナウイルスなどの集団感染を防止し、ごみの円滑かつ安全な収集・処理を行うため、避難所でごみを捨てる際は、次の3点に注意してください。

1 ごみを散乱させない！

小型のごみ袋にごみをまとめて縛るなど、散乱しないように気をつけましょう。特に、マスクなどの感染リスクの高いごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

2 ごみ袋の空気は抜く！

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車で破裂を防止できます。



3 分別のルールを守る！

避難所では集団感染防止のため、普段の分別とルールが異なります。避難所に設置されたごみ箱の種類ごとに分別して捨てましょう。

ごみを捨てたあとはしっかり手を洗いましょう。水を確保できない場合は、手指消毒をしましょう。

お問合せ先 大原庁舎（2階）環境水道課 ☎62-1385

家具転倒防止器具の取り付け費用を助成します

地震被害の調査では、負傷者の約3～5割の方々が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷しています。市では、家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象に、取り付け費用の一部を助成しています。

助成対象世帯

いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に登録されている方。

※既に助成を受けたことのある方は対象となりません。

助成対象家具

主に起居する寝室または居間等にある家具等
(タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビなど)

家具への取付方法

床・柱・壁等に固定するための家具転倒防止器具を用いて固定。

※ただし、家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者等が取り付けた場合に限りです。

※設置業者等の詳細につきましては、市ホームページに掲載しています。

助成金額

家具等の転倒防止に要した費用のうち、1申請者または1棟の住宅について1回限り3台までが対象となります。 ※上下分離式であっても一体として利用する家具は1台として扱います。助成金の限度額は、対象となる家具等が 1台の場合：6,000円 2台の場合：8,000円 3台の場合：10,000円となります。ただし、助成金が限度額に満たない場合は、家具転倒防止器具の設置に要した実績額となります。

申請方法

家具転倒防止器具を取り付ける前に、次の書類を提出してください。

- ・いすみ市家具転倒防止事業助成金給付申請書
- ・取付工事等に関する経費の見積書等
- ・工事着手前の状況を明らかにする写真



お問合せ先 大原庁舎（2階）危機管理課 ☎62-2000